

「こどもまんなか社会」をめざして ～こども基本法の歩みとこれから

2022年6月15日、日本ではじめて、こどもの権利を大切にしよう、そうした社会づくりを進めていくことを決めた「こども基本法」が成立し、いよいよ

4月に施行されます。また、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども家庭庁が設置されます。

こどもの権利とは何なのか、「こども基本法」はどのような法律で、どのようにして実現したのか、そして、「こどもまんなか社会」の実現に向けた現状と課題を考えていきたいと思います。

日時：2023年3月10日（金）

18時30分～20時30分

会場：川崎市ふれあい館

川崎市川崎区桜本1-5-6

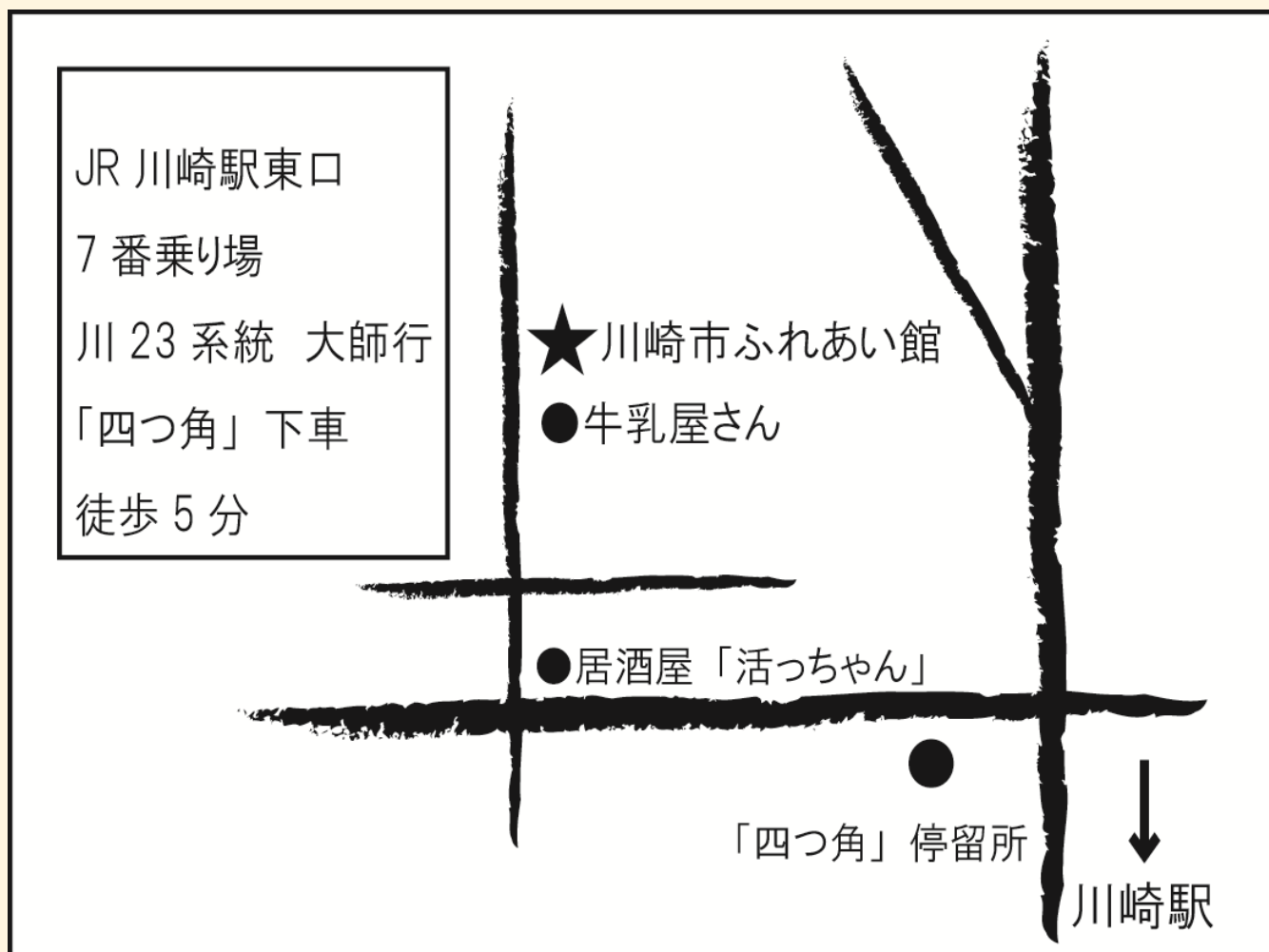
参加費：無料

講師：西崎 萌さん（公益社団法人セーブ・ザ・
チルドレン・ジャパン・アドボカシー部）

主催：川崎市ふれあい館・川崎市教育委員会

問合せ・申込先

TEL:044-276-4800 E-mail:fureaikan@seikyu-sha.com



●西崎 萌さん（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン・アドボカシー部）

1987年、新潟県生まれ。国際基督教大学教養学部教育学科卒業後、民間企業勤務、教員を経て、筑波大学大学院教育研究科で修士号（教育学）取得。2017年4月、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン入局。国内事業部子ども虐待の予防事業担当として、親や支援者への啓発活動やウェブサイト「おやこのミカタ」の制作、政策提言活動に従事。2020年からは、子どもの権利を包括的に保障するためのアドボカシー活動や啓発活動、子どもの意見表明のための調査、イベントなどを実施。2022年8月より内閣官房こども家庭庁設立準備室の非常勤職員も兼務。